百二十三

年をへて住こし里を出ていなはいとゝ深草野とやならなん(り)

深草にある女をかれかたに成てかくよめり。心はあらは也。

野とならはうつらと成て鳴をらんかりにたにやは君はこさらん

かりにたにやはとは、かりそめの便にも立もやよらんの心也。此かりを狩場によそへていへるはよろしからす。

百二十四

おもふ事いはてそたゝにやみぬへき我とひとしき人しなけれは

此歌を、『古注』には色々理を付て云也。当流には、しり侍らす。まへの詞にも、いかなる事をおもひける折にかと云、歌、いはてそたゝにと侍れは、とかくいはゝあたるましき心也。いはねは万法にはつれすとやいふへからむ。

百二十五

つゐに行道とは兼て聞しかと昨日けふとは思はさりしを

『古注』に、昨日までは今日とはおもはさりしをと云て、心あ(ま)たりて詞たらぬ歌といへり。当流には、うちまかせてたゝ昨日けふとはおもはさりしをといへり。誠に哀もふかくや侍らん。是世上の人毎の心なるへし。たゝ其まゝの義、返々しかるへくこそ侍らめ。

此一冊者、延徳之初之比、防州山口にして此物語之講尺之後、初心之輩所望之間書之。然者形のやうなる事共なるへし。於余情者筆舌難及、只任其心耳。　宗祇

天文十八年二月廿八日是書

解題

1 『伊勢物語愚見抄』（冷泉家時雨亭文庫蔵）

一 はじめに

『伊勢物語愚見抄』が、その序に、「ひそかにこれを披見するに、来歴と引のせたる和漢の書典、一としてまことあることなし。昔物語の本意をうしなふのみならず、詞花言葉のたよりにも成がたし。末学のともがら、ゆめ〳〵信用すべからず。邪路におもむかん事うたがふべからず」と記して、『和歌知顕集』や「十巻の抄」と呼ばれた旧来の注釈を批判し、実際の注釈においても、「或抄云、しほじりとは、塩焼がまの尻にあなをあけて、のみをさして、しほをくみ入てにるに、しほのわきかへる時、のみをぬきてあら塩をはしらかしすてゝ、又のみをさしたれば、其穴にかたまりゐたるしほを塩尻といふ。（中略）今案、本文にもうたがはしきをかくといふ事あり。うたがはしきことをばうたがひてをくが聖賢の心也。それを、愚者はしらぬといへばはぢに思て、をさへて義理をつくる事あり」（九段）、「或説に、一夜の程にたゞもなくなりて、師尚をまうけて給へり、といへり。誠はしりがたき事也」（六十九段）というように、荒唐無稽とも言える旧来の注釈への批判の上に立って、伊勢物語の実証的・学問的研究への道を開いたことは、伊勢物語の注釈史上画期的なことであったと言える。

長禄四（一四六〇）年の末、すでに関白を辞していた一条兼良は、桃華堂文庫において伊勢物語の旧来の注釈の誤りを正して自説をまとめた。こうして作られた初稿本がしだいに流布し、書写する人も出てくる中、文明六

（一四七四）年十月、応仁の乱を逃れて奈良に閑居していた兼良は、長禄四年の旧稿に訂正増補を加え、上下二巻に分け、再稿本を完成した。以上のような愚見抄の成立過程は、次に挙げる、初稿本・再稿本のそれぞれの奥書によって知ることができる。

長禄四年冬の末つかた、彼物語をひらき見侍る次に、愚見の及所いさゝかしるしいだし侍り。すべて箱の底にかくしてしきみの外に出すべからざる物也。桃の花の坊にすみ侍る翁が、筆のすさみに書侍り。（初稿本）[注1]

長禄之末年、披覧此物語之次、粗考古抄之誤、聊書今案之説。件本漸流布世間。有伝写之輩歟。爰上都擾乱後、南京閑居之暇、重加校合、非無訛謬。仍更染禿翰、別編愚抄。専以閑麗翁之艶詞為肝要、併以定家卿之勝説為指南。蓋不失昔物語之本意、欲為大和歌之助縁也。旧為一巻、今分上下。若数奇之輩有書写之志者、以此本可為正而已。

文明六年小春中幹日　沙門（花押）（再稿本）

兼良自身が「若数奇之輩有書写之志者、以此本可為正而已」と述べている通りに、以後愚見抄は文明六年に完成された再稿本の方が流布し、後代の注釈にも多大な影響を与えていった。後に述べるように、現存する愚見抄の写本の多くも再稿本であり、初稿本は数少ない。

二　冷泉家時雨亭文庫蔵『伊勢物語愚見抄』

本書において底本とした冷泉家時雨亭文庫蔵本は、文明十一年冷泉為広が兼良自筆本を書写した上巻と、文明八年兼良自筆の下巻を取り合わせたものである。下巻の末尾の遊紙に「右愚見抄下巻、一条禅閤御筆也。此抄則彼公御作也。上巻紛失可惜而已」という朱筆の鑑定識語があり、文明八年兼良自筆の上巻は早くに失われていたことがわかる。

冷泉為広筆の上巻は、縦二十六・二センチ、横二十一・三センチの楮紙仮袋綴じ一冊本である。表紙は本文と共紙、中央上方に「伊愚見抄上為広御筆」と直書してある。前遊紙はなく、「伊勢物語愚見抄巻上」と内題を記した後、「伊勢物語の末書に……」に始まる序、その後丁を変えずに二行分ほどの空白の後初段の注釈へと続いていく。墨付四十七丁で一面十二行書き。第五十九段[注2]までの注釈を記し、最後に、

此上下一条禅閤為御筆作也。以彼御自筆令馳兎毫訖尤可為証本者也。

文明十一年霜月二日　　右衛門督藤原為広（花押）

という為広の奥書がある。後遊紙一枚。全体として、かなり慌てて書写されているようであり、後から誤写や判読不能の箇所を改めているところも多い。また、本文と同筆で、「高子（タカイコ）」（第三段）「脂粉（シノフ）」（第二十三段）というように漢字の読みを記している箇所や、「わらはべのふみあけたる」に小字で「ヨム時ハ、ワランベトハヌル也」（第五段）、「玉のをは、しばしといふ心也」に小字で「シバシハ、イマチツト、云心也。シバラクノ心ニハアラズ」（第三十段）というように注記を傍書している箇所が多く見られ、この本が為広による伊勢物語講義に使われていたものであることを窺わせる。

兼良自筆の下巻は、縦二十五・七センチ、横十七・〇センチの楮紙袋綴じ一冊本である。紺紙表紙の左上方に題箋を貼り、本文とは別筆で「伊勢物語愚見抄巻下」と記されている。前遊紙一枚の後、

と内題を記し、第六十段の注釈から本文が始まる。墨付五十三丁で一面十行書き。第百二十五段の注釈の後、三代実録の業平卒伝、「京極黄門伊勢物語両本奥書」として「合多本所用捨也」に始まる武田本奥書と「抑伊勢物語根源」に始まるいわゆる根源奥書を記した後、前記の文明六年奥書、最後に、

愚見抄二帖、大内左京兆政広朝臣令所望之間、所令附属也。老筆狼藉定可招後嘲者歟。

文明八年七月下澣

老比丘（花押）

と、兼良の文明八年奥書を記している。後遊紙二枚、その一枚目に前述のように朱筆の鑑定識語がある。

兼良自筆の愚見抄は、長禄四年の初稿本と、文明六年の再稿本、それを自ら書写した文明八年書写本の、少なくとも二種三本が存在したことになるが、上巻の為広筆本の親本は、文明八年書写本ではなく、文明六年本の方であると考えられる。文明八年書写本は、前に引用した奥書の通り、大内政弘の要請によって写されたものであるが、京都大学附属図書館谷村文庫蔵本・内閣文庫蔵本・東海大学附属図書館桃園文庫蔵の一本（桃三―一三）など、文明八年の奥書をもつ本の多くは、これに続いて、

本云、

此愚見抄上下二帖、一条禅閤之所作也。奥書等巨細見右。借請政弘朝臣、以彼自筆之本於周防国勝音寺書写之。再三令校合而已。

文明十二年仲秋天

従一位（春秋四十二歳）御判

とする従一位（前右大臣三条公敦）の奥書があり、文明十二年周防勝音寺において文明八年書写本の書写が行われたことが明らかである。少なくとも、応仁の乱が終結して政弘が周防山口へ帰国した文明九年十一月から三条公敦が勝音寺において書写した文明十二年八月までの間、文明八年書写本は山口にあったことになるから、文明十一年に書写された為広筆本の親本となる「兼良自筆本」は、文明八年書写本ではありえないことになる。

三　『伊勢物語愚見抄』諸本の異同

前述のように、現存する愚見抄の写本は、そのほとんどが再稿本の系統に属するものであるが、再稿本諸本の間にもいくつかの大きな異同がある。ここでは、再稿本に絞って、その異同を検討してみたい。

まず最初に、諸本の序の異同から考えてみたい。底本とした時雨亭文庫蔵為広筆本には、翻刻の通り、「又或説に、奥州などのとをき名所をいへるは、……是つくり物語のならひなりといへり。此説は誠に一理あるにゝたり」と、業平の奥州下向を虚構とする一説を挙げた後、

又云或説、在中将二条の后をおかしたてまつらんはかりごとに出家せしが、そのゝち髪を生さんために陸奥国八十島にいたりて、小野小町が髑髏の、秋風の吹につけてもあなめ〳〵といへる声をきゝつけたるといふ事、『江次第』の第十四の巻にのせ侍り。匡房卿の説尤も証拠とすべし。

と続いていくが、京都大学文学部蔵大永二年書写本・内閣文庫蔵本のように、この箇所を全く欠いている本もあり、天理図書館蔵明応三年蓮空書写本・東海大学桃園文庫蔵の一本（桃三―一六）のように、時雨亭文庫蔵本と同じく、この箇所を小字で記している本もある。ここに挙げた諸本のうち、京都大学文学部蔵本、天理図書館蔵

本、東海大学桃園文庫蔵本の三本は、文明六年奥書は有するものの文明八年奥書を欠くという共通の特徴をもち、為広筆本の親本が前述の通り文明六年本と考えられることからも、この箇所が、文明六年本にのみ存在し、文明八年書写本には記されていなかった可能性も考えることができるが、文明八年奥書の有無とこの箇所の有無や体裁との間に完全な規則性が見出せるわけではない。なお、時雨亭文庫蔵本ではこれに続いて、「秋風ノ吹ニツケテモ……」とさらに注が小字で書き入れられているが、この書入をもつ本は他に見出すことができず、前述したような為広による講義のための書入と考えられる。

次に、第六十九段「かの伊勢の斎宮なりける人のおや」と第百十五段「をきのゐて身をやくよりも……」の注が挙げられる。前者については、文明八年書写本では、翻刻の通り、「……斎宮をおかしたてまつりてまうけたる物の子孫たるによりて也」までで注釈が終わっているが、

在五中将、斎宮密通して師尚を生ぜる事、『江家次第』の第十四にもみえたり。是によりて高階家は今に伊勢へ不参とあり。

とする注が加えられている本は多く、むしろ時雨亭文庫蔵本のようにこれを欠いている本は、京都大学文学部蔵本・続群書類従本など数少ない。「在五中将」以下は、京都大学附属図書館谷村文庫蔵本のように「……子孫たるによりて也」の後にそのまま続けて書かれているもの、天理図書館蔵本のように首書してあるもの、東海大学桃園文庫蔵の一本（桃三―一六）のように小字で記しているもの、内閣文庫蔵本のように「……子孫たるによりて也」の後に「首書」と傍書して続けているものなど、その体裁は多様である。後者の第百十五段の注についても、時雨亭文庫蔵本では、「……此物がたりに書なをせるにぞあるべき」までで注釈が終わっているが、

但小町がされかうべ奥州の八十島にありける事、『江次第』にみえたり。巻の首にしるせり。

とする注が加えられている本もある。続群書類従本のように「御自筆書入給ふ」として小字で書き入れているものもあるが、これも単に小字で書き入れているだけであったり、「……此物がたりに書なをせるにぞあるべき」にそのまま続けて書かれていたりと、体裁は一様ではない。ただし、第百十五段の「但小町が」以下の注をもつ本は、第六十九段の「在五中将」以下の注をもつ本ほどには多くない。一部の本に「御自筆書入給ふ」とあるものの、現存する唯一の兼良自筆本である文明八年書写本ではこの箇所も欠いている。

序の「又云或説」以下、第六十九段の「在五中将」以下、第百十五段の「但小町が」以下の三箇所の有無については、そのすべてをもつ本、すべてを持たない本もあるが、一部だけをもつ本も多く、一括して考えることは難しい。しかし、第百十五段の「巻の首にしるせり」は、序の「又云或説」以下を指すものであろうし、三箇所とも『江家次第』に関する記述であり、しかも『江家次第』を典拠として引く箇所は愚見抄全体の中でもこの三箇所に限られていることから、この三箇所が相互に全く無関係であるとも考えにくい。文明八年書写本は上巻を欠いているため、序の「又云或説……」については不明であるが、少なくとも下巻に含まれる二箇所が注記を欠いていることははっきりしている。また、この三箇所の注記を記している本の中に小字で記されていたり、首書で書き入れられている本があることを考えれば、これらがいずれも後から書き入れられたものと考えるのが自然であろうし、前述のように文明十一年に文明六年本を親本として書写された為広筆本に「又云或説」以下の記述があることや、諸本の「御自筆書入給ふ」という記述から、それが兼良自身の手によるものである可能性が高いと考えることはできる。仮にこれらの書入が、文明十一年の為広の書写以前に、兼良の手によって文明六年自筆

本に書き入れられたと考えると、このことが文明六年本と文明八年書写本の関係を考える上で、また愚見抄の諸本間の関係を考える上で、重要な意味をもつことになるであろう。

愚見抄の諸本間の異同は、右のような異同の他にも、注釈本文の細かな異同は多くあるが、そうした異同は注釈本文だけではなく、引用された伊勢物語本文にも多い。たとえば、「いたいじきのしたにはひありきて」（第八十一段）は、文明八年書写本と同じく「いたいじき」とする本も多いが、「いたじき」とする本（京都大学文学部蔵本など）、「たいじき」（続群書類従本）とする本などもある。伊勢物語の諸本では、「いたいじき」とする本は伝為家慈鎮両筆本などごく少なく、天福本系統の諸本は「たいじき」、天福本以外の定家本・古本（別本）は「いたじき」とする本が多い。続く注釈本文でも「いたいじきは、板じき也」とあるから、文明八年の書写の際の誤写とは考えられず、兼良は意図的に「いたいじき」の本文を採っていたのであると考えられる。愚見抄諸本の「いたじき」「たいじき」とする本文は、伊勢物語の本文の影響を受けて書写の際に改められた結果であるとも言える。愚見抄がどのような伊勢物語の本文に基づいて書かれているか、ということを考える上でも、兼良自筆の文明八年書写本は大きな意味をもっている。

四　『伊勢物語愚見抄』の伊勢物語本文

では、愚見抄はどのような本文の伊勢物語に基づいて書かれているのだろうか。兼良自筆の時雨亭文庫蔵本下巻の伊勢物語本文について検討してみると、現在用いられている天福本系統の本文とはもちろんのこと、応仁二年桃華老人の奥書を持つ天理図書館蔵一条兼良本の本文ともかなり異なっている。文明八年兼良自筆本の愚見抄の伊勢物語本文について、天福本・兼良本の伊勢物語と異なる箇所を現存する代表的な伊勢物語の写本と対照して一覧にして示すと次表のようになる。

	兼良本	天福本	他にも武田本以外の定家本や古本（別本）、あるいは広本系・略本系などとも一致しており、愚見抄本文に天福本固有の本文と一致する箇所は見出せない。一方、天福本と一致せず兼良筆本と一致している箇所については、「秋たつ」（第九十六段）、「いにしへや」（第百十一段）、「おきのゐ」（第百十五段）のように、武田本独自の本文に一致する箇所が多く、愚見抄の伊勢物語本文が、武田本系統の本に影響を受けていることは確かである。一方、兼良自筆本を見ることのできない上巻の記述では
第九段	「其河をわたりすぎていく。	此下定家卿自筆本無之」	と伝民部卿局筆本など略本系のあるが、
第十四段	「つゝ井づゝは、つゝ井の井づゝ也。	それをかさねていへり。	又、つゝ井つの井づゝ、ととあり」
第二十三段	「くりはら、一本にくわはらとかけり。	あれは、一本にあねは本や藤房本[注3]の本文に一致する箇所があり、また、	かける一本もあり」

といった注釈もあるから、兼良が愚見抄を書く際に非定家本系統の本を含む多くの伊勢物語を見ていたことも確かなようである。ただし、定家本以上に非定家本の本文を尊重されたとは考えられない。右の表の中に、愚見抄の伊勢物語本文が広本系など非定家本とのみ一致している箇所もいくつかあるが、そうした伊勢物語から直接に影響を受けたわけではないであろう。全体として見れば、愚見抄の伊勢物語本文は、いわゆる根源本など比較的初期の定家本と武田本の本文の影響を強く受けているようである。

章段	兼良白筆本愚見抄本文	天福本	兼良本	愚見抄本文に一致する本
六十 六十二	うさのつかひにて、人の国へいきけるに、 さくら花こけるがごとも 年月ふれどまさりがほなみ	ナシ からとも なき	ナシ からとも ○	家醍順承大阿民 千相為最時九氏家明醍順 兼建承文柏常大阿民
六十四	むかし、おとこ、女、	ナシ	○	千相為肖最九氏家明醍順 兼建承文柏常大阿民
六十五	かほかたちよくおはして、	おはしまし	おはしまし	家
六十八	いとこの御やす所をばまかでさせて、 春はうみべに住よしのはま	女をば の	女をば の	順
六十九	みな人よまずなりにけり。 心のやみにまよひにき	人々 まどひ	人々 まどひ	千肖明醍順兼大阿民
七十	夢うつゝとはよ人さだめよ	こよひ	こよゐ	時大阿民
七十四	又あふさかのせきもこえなん みるめかるかたやいづくぞ かさなる山はへだてねど	は いづこ にあらねども	は いづこ ○	時建 肖最時明阿大 最阿
七十五	ゐていきてあはん	あらん	あらん	最明順兼大
七十七	だうのまへにたてれば、 そのかみ、これやまさりけん、	たれ そのかみは	たれ そのかみは	千相為良肖最時九氏家明 醍順兼承文柏常阿民
七十八	かの大将、	○	この	家順
八十一	いたいじきのしたにはひありきて	たいじき	いたじき	千
八十二	かりはねんごろにせで、	にも	にも	千相良肖最時九氏家明醍
八十七	もちよしが家のまへなるに、	くる	くる	順兼建承文大阿 為

章段	兼良白筆本愚見抄本文	天福本	兼良本	愚見抄本文に一致する本
九十	我すむかたにあまのたく火か けふこそかくもにほふらめ	の ○	○ かくは	兼柏常 千相為良時九氏家明醍順
九十三	いとになき人を思ひかけたり。	とも	○	兼建承文柏常大阿民
九十六	秋たつころをひに、 かのおとこ、あまのさかてをうちてなん、	たりけり まつ	たりけり ○	千相為良肖最時九氏家明 醍順兼建承文柏常大阿
九十九	人のゝろふ事は、おふ物にやあらん、 左近の馬場のひをりの日、	おとこは のろひ	おとこは のろひ	家柏常
百一	三尺ばかりなんありける。	右近	右近	醍
百二	そむくとて雲にものらぬ	三尺六寸	三尺六寸	大阿
百七	まだわかければ、	は ナシ	は ○	大阿
百八	袖のみぬれてあふよしもなし	ひちて	ひちて	相為良肖最時九氏家明醍
百九	夜ゐ〳〵にかわづのあまた	よひごとに	よひごとに	順兼建承文柏常大阿
百十一	いづれをさきにこひんとかせし	みし	みし	最
百十五	いにしへや有もやしけん	は	は	時
百二十三	おきのゐ、宮こじまといふ所にて、 君がこざらん	おきのゐて 君は	○ 君は	柏常 肖最明醍順建大民

千千葉本　**相**伝為相筆本　**為**伝慈鎮為家両筆本　**良**伝良経筆本　**肖**伝肖柏筆本　**最**最福寺本　**時**時頼本　**九**九州大学蔵伝為家筆本　**氏**鉄心斎文庫蔵伝為氏筆本　**家**天理図書館蔵伝為家筆本　**明**伝二条為明筆本　**醍**伝後醍醐天皇宸筆本　**順**順覚奥書本　**兼**伝二条為兼筆本　**建**時雨亭文庫蔵建仁二年奥書本　**承**天理図書館蔵承久三年奥書本　**文**天理図書館蔵文暦二年奥書本　**柏**静嘉堂文庫蔵後柏原天皇宸筆本　**常**伝常縁筆本　**大**大島本　**阿**阿波国文庫旧蔵本　**民**伝民部卿局筆本　天福本・兼良本の「○」は愚見抄に一致

以上のような検討によれば、愚見抄は一見したところ相当に乱れた伊勢物語の本文に基づいて書かれているように見えるが、それは現代の我々の目から見てということであって、やはり愚見抄の伊勢物語本文は、兼良による当時の本文研究の成果と見ておくべきものであろう。むろん文明八年書写時の誤写の可能性を考えなければならない箇所もあり、兼良自筆本の愚見抄が文明八年書写本の下巻のみという現状においては、兼良による本文研究の全体像をとらえるのは難しいが、兼良の伊勢物語研究を考える上でなお検討の必要な問題であると思う。

注

（1）田中宗作『伊勢物語研究史の研究』（昭和四十年、桜楓社刊）に翻刻された高野辰之氏旧蔵本による。初稿本の完本として、他に『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊　九』（平成十三年、八木書店刊）所収の一本が知られるが、これは奥書を欠いている。

（2）翻刻には章段の冒頭に「六十」とあるが、愚見抄では第二十二段の後半を「是よりは又一段也」と分けているため、これ以降の章段番号が一つずつずれている。翻刻においては、通常の章段番号を記した上、底本にある章段番号もそのまま記した。

（3）大津有一『伊勢物語に就きての研究　補遺篇』（昭和三十六年、有精堂刊）に翻刻。

（片桐洋一・鈴木隆司）

2 『伊勢物語肖聞抄　文明九年本・宗長注書入』（片桐洋一蔵）

一　書誌

本書において底本とした、片桐洋一氏蔵『伊勢物語聞書』（以下、「片桐氏蔵本」とする）は、縦二十六・六センチ、横十七・四センチの楮紙袋綴じ一冊本である。縹色の表紙の左上方に「伊勢物語聞書」と直書で外題を記しており、この本の本来の表紙と思われる本文と同紙の見返しには、同じく左上方に「伊勢物語聞書」と外題をしている。遊紙一枚、「伊勢物語聞書」と内題を記した後、「一、此物語を伊勢といへる事」に始まる総論、各段の注釈へと続いていく。墨付百四十四丁、一面八行書き。各段の注釈においては、ひらがな書きの本文・注釈記している。遊紙一枚、「伊勢物語聞書」と内題を記した後、「一、此物語を伊勢といへる事」に始まる総論、各の後、カタカナ書きの注釈がやや小さな文字で記されている。また、行間にさらに小さな文字で注釈が記されている箇所もある。百二十五段の注釈の後、「右任本令校合畢」と記し、丁を変えて、

右一冊者、予講釈之時、肖柏禅翁聞書也。加一見、少々過不及之所を直侍る者也。大概無子細者歟。まことは、此物語の心を注し侍らん事は、えあるまじき事になむ。其故は、心はあまりて詞はたらざるのことはりも。

任本令書写　　宗祇

と宗祇の加証奥書がある。さらに丁を変えて、

天文四年乙未十月十五日
紙数百四十三帖
和州広瀬郡藤森観音寺
右筆
盛尊

と書写奥書があり、この本が天文四（一五三五）年の書写であることがわかる。

二　「伊勢物語肖聞抄」の諸本

奥書にも「右一冊者、予講釈之時、肖柏禅翁聞書也。加一見、少々過不及之所を直侍る者也」とある通り、ひらがなで記されたこの本の中心となる部分が、宗祇の講義を肖柏が聞書した「肖聞抄」であることは明らかであるが、肖聞抄には、文明九年本・文明十二年本・延徳三年本の三種の別のあること、この三種の間では後のものになるほど注釈が詳細になる場合が多いこと、三種の区別は第七十五段の「世にあふ事かたき」の注釈に、

……すでに今年文明九年丁酉にいたりて、五百九十八年也。（文明九年本）
……すでに今年文明九年丁酉にいたりて、五百九十八年也。（文明十二年本）
……既に今年文明十二年庚子にいたりて、六百一年也。（文明十二年本）
……すでに今年延徳三年辛亥にいたりて、六百十二年也。（延徳三年本）

とあることによって判断できることなどが従来指摘されている。(注1) 片桐氏蔵本の第七十五段「世にあふ事かたき」の注釈にも、「既于今年文明九年丁酉にいたりて、五百九十八年也」とあり、また、三種の本で注釈に違いのある箇所、たとえば、第一段の「かいまみてけり」の注は、片桐氏蔵本では、

垣間也。只物ごしなどにほのかにみたる心なるべし。

とあるが、三種の肖聞抄ではそれぞれ、

垣間見也。たゞ物ごしなどにほのかに見たる心なるべし。（文明九年本）
垣間見也。只物ごしなどにほのかにみえたる心なるべし。此儀優なるべし。源氏物語などに見ゆ。（文明十二年本）

垣間見也。只物ごしなどにほのかにみたる心なるべし。如此いへる、ゆうなるべし。（延徳三年本）

とあるように、片桐氏蔵本に用いられた肖聞抄の本文は、文明九年本に一致しており、後に挙げるような一部の例外を除いて、全篇を通してだいたい同様であることが確認できる。

肖聞抄の現存する写本は、その大部分が文明十二年本であり、文明九年本は東海大学附属図書館桃園文庫蔵本（桃三―一九、二一）や宮内庁書陵部蔵『伊勢物語聞書』（一五〇―六九〇）・『伊聞抄』（一五二―九二）などごくわずかであるが、片桐氏蔵本と他の文明九年本を比較してみると、前述のように、注釈そのものは文明九年本にだいたい一致するものの、他の文明九年本に含まれない(注2)注釈を多く含んでいることに気付く。たとえば、第二段の、

その人、かたちよりは心なむまさりたりける　すぐれたる人なるべし。かゝる人なれば、業平の心をつくしたるも理なりと見るべし。

ヨ人ヲヨノ人トヨム也。後嵯峨院御イミ名ヲヨ人ト申ス間、尽ニモ世ノ人トヨム也。ヨノ人ニマサル也。

其マサリタルカタチヨリ、心ハ猶マサル間、貴妙ノ女也。然バ、人ノ妻ナレド、心ヲツクシタルモコトハ

リナル、ト云心ヲ含マセタリ。

ひとりのみもあらざりけらし　男ある人□云也。

まめおとこ　実なる人を、まめ人と云心也。其故は、人の妻に思ひをかけ、心を尽すは、真実に切なる思ひある故也。大かたのおもひにてはかくあるべからずと也。

実人ト云ニテハナシ。思ノ実ナルト云心也。

は、他の文明九年本では、

その人、かたちよりは心なんまさりたりける　すぐれたる人なるべし。かゝる人なれば、業平のこゝろをつくしたるも理なりと見るべし。

まめおとこ　実なる人を、まめ人と云心也。そのゆへは、人の妻に思をかけ、心をつくすは、真実に切なるおもひあるゆへ也。大かたのおもひにてはかくあるべからずと也。

というように、他の文明九年本には記されていない「ひとりのみもあらざりけらし」の項が片桐氏蔵本には記されている。第九段の、

一、むかし、男、身をえうなき物に　業平、王孫三代の人ながら、官位もあさく、結句流罪の身となれり。仍用なき身となるよし也。

住べき国もとむ　前に、京にあり侘て、と云段と同心也。

もとより友とする人　上の段に、友とする人、と云るによりて也。

について も、他の文明九年本では、

一、むかし――身をえうなき物に　業平は王孫三代の人ながら、官位もあさく、結句流罪の身となれり。仍用なき身となるよし也。

もとより友とする人　上の段に、友とする人と云るによつて也。

というように、「住べき国もとむ」の項を記していない。「ひとりのみもあらざりけらし」については、文明十二年本では、

その人、かたちよりは心なむまさりたりける　まことに世にすぐれたる人なるべし。かゝる人なれば、業平の心をつくしたるも、ことはりとみるべし。

ひとりのみもあらざりけらし　男ある人といふ也。

まめおとこ　業平を実なる人と云心也。ところによりてかくいへり。

とあり、延徳三年本も同様に「ひとりのみもあらざりけらし」の注釈を記しているが、「住べき国もとむ」については、文明九年本だけではなく、文明十二年本・延徳三年本でも欠いている。このように片桐氏蔵本に含まれていて他の文明九年本に含まれていない注釈項目をまとめてみると、次の表のようになる。

章段	本文	位置	文12	延3	宗歓
二	ひとりのみもあらざりけらし	×	◎	◎	×
五	みそか		×	×	○
	住べき国もとむ		×	×	△
九	修行者		×	×	×
	文かきてつく	×	×	×	×
十	すむところは、いるまの郡		×	×	×

| | | |

一する）とも比較してみる。前に挙げた第二段「ひとりのみもあらざりけらし」、第百段「むかし、男、後涼殿のはざまをわたりければ」「やんごとなき人」、第百七段「ことばもいひしらず」は、いずれも宗歓聞書にも該当する注釈項目がないが、たとえば第五段「みそか」は、

みそか　ひそかなり。隠密の所也。

とあり、これが宗歓聞書では、

みそかなる所　隠密なる所なり。

と、注釈本文に相違はあるものの、だいたい内容は一致している。このような例は他にもいくつか見出せる（表中では○で示した）。また、第九段「修行者」は、

修行者　古注には、遍照又蓮寂など云り。不用之。当流、誰ともなし。

とあるのに対して、宗歓聞書では、

すぎやうじや　誰ともなし。さて業平は誰とも見知らねども、此すぎやうじやは、はや業平見しりたる心也。いちじるき心なり。

とあり、注釈内容が全体としては一致していないのが、「修行者」に特定の人物を当てる説を否定し、「誰ともなし」とする点については同一の内容を記しており、部分的には一致している（表中では△で示した）。他の文明九年本はもちろん、文明十二年本・延徳三年本にも「修行者」の注釈はなく、片桐氏蔵本と宗歓聞書には記されていることには注意しておくべきであろう。なお、この第九段「修行者」の注釈については、ひらがなで記された肖聞抄の注釈よりも、

業平ハミシラネドモ、修行者ヤガテ見シル也。業平、マギレヌ人ナレバ也。イカデヰマスルト云モ、ゲニモ思ヨルマジキ事也。アハレニ面白也。祇

イウヲ見レバミシ人也。此修行者ハ見シレドモ、業平ハ旅ノカナシサニバウジテヤ、ミシラヌ心ナリ。

と記されている書入注の方が、宗歓聞書に近い内容になっている。

このようにいくつかの類似点は見られるものの、表に見る通り、第五段「みそか」のように共通した注釈内容を持つものは六例、第九段「修行者」のように部分的な一致を含むものまで含めても、表に挙げた二十八例と宗歓聞書に一致が見出せるのはごく一部に過ぎない。また、内容的に一致するものは見出せても、注釈本文が一致するものは全く見出せず、宗歓聞書との直接的な関係は考えられない。

では、他の文明九年本には含まれないこれらの注釈は、どのような事情で片桐氏蔵本に含まれることになったのか。このことは、次に述べる書入注の問題と併せて改めて考えてみることにしたい。

三　書入注と「伊勢物語口伝抄」

前述のように、片桐氏蔵本では中心となる文明九年本肖聞抄の注釈の他に、カタカナで記された別の注釈が、肖聞抄の注釈の後や行間に記されている。翻刻においては、底本の表記に合わせて、肖聞抄の注釈の後に記された注釈（以下「後注」とする）は肖聞抄の注釈よりやや小さな文字で、行間に記された注釈（以下「行間注」とする）はそれよりもさらに小さな文字で記して区別したが、肖聞抄の注釈が行の途中で終わり書入注がその下に続けて書かれている場合などは、どちらに属するものであるのか判断の難しい場合もある。翻刻においては、文

字の大きさから判断して、原則として後注と同じ扱いをしているが、行間注として扱うべきものが含まれている可能性もある。なお、これらを一括して「書入注」としたが、片桐氏蔵本における書入ではなく、この本の親本の段階での書入である。したがって、本来は後注であったものが行間注のように書写されたり、逆に行間注であったものが後注のように書写されたりした箇所がある可能性も考えておかなければならない。

書入注について、記された形態により後注と行間注の二種の別を考えたが、さらに注釈の末尾に「祇」の字が記されているもの（以下「祇説」とする）とそれが記されていないもの（以下「別説」とする）の別もある。この祇説・別説の二種の注については、肖聞抄の追加説明として祇説が、肖聞抄と祇説の追加説明として別説が記され、祇説と別説は本来ひとまとまりであることを、既に片桐洋一氏[注3]が詳細に論じられている。なお、後注にも行間注にも「祇」の字の記されているもの、記されていないものがいずれも存在するから、厳密に区別すれば、書入注には、①後注・祇説、②後注・別説、③行間注・祇説、④行間注・別説の四種が存在することになる。

これらの書入注が、東海大学附属図書館桃園文庫蔵『伊勢物語口伝抄』（桃三―三四）と密接な関係にあることも、既に片桐氏によって指摘されている[注4]。この『伊勢物語口伝抄』（以下、「口伝抄」）は、編者大庭宗分の奥書に「這物語自見のため、肖聞を書加侍る次でに、宗祇かさねての所説宗長聞書云々、逍遙院殿御説周桂自筆、宗碩講釈洪仙聞書、ことに去永禄十一歳林鐘の比、聖御門跡道増准后尊下に候し奉り懇願いたし、一部三ケ大事に至て御伝授の時、私の聞塵等、是かれしるし集て、両冊となす」とあるように、中心となる肖聞抄に、「宗祇かさねての所説」をまとめた「宗長聞書」、逍遙院（三条西実隆）の説をまとめた「周桂聞書」、宗碩の説をまとめた「洪仙聞書」、宗分自身による聖護院門跡道増の講義の聞書の四種の説を補い、諸注集成したものとなっている。このうち、口伝抄においては「聞書曰」として引用される「宗祇かさねての所説、宗長聞書」は、たとえば、第一段の「かいま見てけり」が、片桐氏蔵本では、

かいま見てけり　垣間也。只物ごしなどにほのかにみたる心なるべし。

此物語、イヅクニテモ幽玄ニミルベキ也。カキノ間ナドヨリミタルニテハ、不幽玄也。

とあるのに対し、口伝抄では、

かいまみてけり　垣間也。只物ゴシナドニホノカニ見タルナルベシ。如此云ル、ユウナルベシ。カヽル故郷ニ

ヨキ女ノアルヲミテ心ヲ付タル心也。

聞書曰、此物語イヅクモ幽玄ニミルベキ也。垣ノ間ナドヨリ見タルニテハ、不幽玄也[注5]。

というように、口伝抄の「聞書曰」以下の注と片桐氏蔵本の書入注はほぼ一致している。宗祇説であることを示す「祇」字の有無が両者で異なっていたり、注釈本文に部分的な異同があったり、書入注に該当する注釈内容が口伝抄では「聞書曰」ではなく「聖曰」（聖護院門跡道増の講義の聞書）として挙げられている箇所もあるなど、両者が完全に一致するわけではないが、ほとんどの注釈においてここで示した「かいま見てけり」のように同一の注釈本文が記されており、口伝抄の「聞書曰」として示される注釈と片桐氏蔵本の書入注が同一の資料に基づいていることは明らかである。

ところで、口伝抄の奥書に「宗長聞書」と記されているが、口伝抄に用いられた「宗長聞書」は、現在その存在を知られていない。現在一般に「宗長聞書」と呼ばれることの多い宗歓聞書は、たとえば、前に口伝抄を引用した「かいまみてけり」に該当する項を見てみると、

その男かひま見　古註には、垣間ミとて、かきよりのぞきて見たると也。不可然。たゞ物をへだてゝほのかに見たるさま也。

というように、古注の「垣の間から見る」という説に対して、ともに「不可然」「不幽玄」と否定し、内容的にはほぼ一致しているが、このように肖聞抄に記されない注釈が宗歓聞書と口伝抄引用の宗長聞書の両者に引かれている例は特に多く見られるわけでもなく、多くの場合注釈本文そのものも一致しない。宗歓聞書と口伝抄引用の宗長聞書は別のものとして区別しておく必要がある。なお、「宗歓」を「宗長」の改名前の名とし、「宗歓＝宗長」とするのは、伊地知鐵男氏の指摘[注6]以来通説化しているが、これに対して宗歓と宗長を別人とする説もある。[注7]

「宗歓＝宗長」であるとすると、少なくとも二種の宗長聞書が存在することになるが、宗歓と宗長が別人であるとすると、宗歓聞書と口伝抄引用の宗長聞書は別人の手によるものということになる。「宗歓＝宗長」説の是非も含めて、二種の聞書の関係は、改めて考えてみなければならない問題であろう。

前述したように、口伝抄引用の宗長聞書からは片桐氏蔵本の書入注と一致する注釈を多く見出すことができるのであるが、書入注のすべてについて同様というわけではない。たとえば、第一段「なまめいたる」の項で、「ほめたる詞也」の下に記された「ウツクシキスガタ也。ヒナト云モホメタル事也」や、「いとはしたなくて」の前の行間に記された「コハキト云ガウノ字也。祇」のように、口伝抄には全く記述の見られない書入注もある。第一段について、片桐氏蔵本での書入注の形態（「後注」か「行間注」か）、「祇」字の有無、口伝抄での注釈の有無をまとめてみると、次のようになる。

書入注	形	祇	口
昔ト云ニ…	×	×	◎
昔トヨミツヾクルハ…	○	×	×
昔男トヨミツヾクルハ…	○	×	×
左近将監ヨリ官位ハジマレバ…	○	○	○
ウキカウブリトハ…	△	×	×
業平ハ阿保親王ノ子…	○	○	○
ナラノ京春日ノ里…	○	○	○
古注ニ、春日祭ノ狩ノ使ニ出タルト…	△	×	×
ウツクシキスガタナリ…	○	×	×
当流ニハ、此ハラニゴリテヨム也…	○	×	×
此物語、イヅクニテモ幽玄ニ…	○	×	×
コハキト云…	△	×	×
思ヒヨラヌ所ニ…	○	○	◎
『源氏物語』ニ…	○	○	◎
カリギヌニ歌ヲ書タルト…	○	○	◎
先注ヲ書事…	○	○	◎
若紫トハ…	○	○	◎
古注ニ、帯ツキテト…	○	○	◎
双紙ニテノヒハン也…	○	○	◎
心バヘトハ…	○	○	◎
松浦ニテ大夫ノ監ニ合テ…	○	○	◎
『愚顕抄』ニハ…	○	○	◎
昔人ハトハ…	○	○	◎
イチハヤキミヤビヲ…	○	○	◎

「形」は書入注の形態。○＝後注、×＝行間注、△＝後注・行間注の判断が難しいもの、であることを示す。

「祇」は祇説であることを示す「祇」が、○＝記されている、×＝記されていない、△＝「祇又同」など祇説ではあるらしいが他とは異なった注記をしているもの、であることを示す。

「口」は口伝抄の「聞書曰」に、◎＝本文もほぼ一致した注釈が含まれる、○＝本文は異なるが内容が一致した注釈が含まれる、×＝該当する項目の注釈を含まない、ことを示す。

右の表から、書入注における「祇」字の有無は口伝抄での注釈の有無とは関係がなさそうであるが、書入注における形態と口伝抄での注釈の有無の間には一定の規則性がある。片桐氏蔵本において後注の形で記されている書入注については、そのすべてが完全にあるいはほぼ一致する注釈が口伝抄の「聞書曰」にも記されており、片桐氏蔵本において行間注の形で記されている書入注については、最初の「昔ト云ニ……」以外は口伝抄に記されていない。どちらであるか判別の難しい書入注については、口伝抄に記されているものもあれば記されていないものもある。第一段については、後注の形で記されている注釈は口伝抄の「聞書曰」にも同様の注釈を見出すことができ、行間注については「口伝抄」に共通する記述が見出すことができない場合がほとんどである。この傾向は以後の章段についてもほぼ同様である。片桐氏蔵本の書写の際に、後注であったものを行間注に、あるいは行間注であったものを後注に誤って記された場合もあるかもしれないが、後注は口伝抄の「聞書曰」と同じものをもとに、行間注はまた別種の資料をもとにして書き入れられた可能性を考えておかなくてはならない。

書入注について、もう一つ注目すべきことは、片桐氏蔵本ではカタカナで文明九年本肖聞抄とは別の注釈として書き入れられている注釈本文、あるいはそれに類似する注釈内容が、文明十二年本以降では肖聞抄そのものの注釈として記されている例をいくつか見出せることである。たとえば、第四十五段「つれづれとこもりをりけり」は、片桐氏蔵本では、

つれづれとこもりをりけり　忌（イミニ）にこもる心也。儀をたがへぬこゝろ也。

我故ナクナル人ナレバ、如此アハレナル体也。

となっており、他の文明九年本も同様に、「忌にこもる心也。義をたがへぬ心也」とある。ところが、同じ箇所が文明十二年本では、

つれづれとこもりをり　忌にこもる心也。我ゆへにむなしく成たる人なれば、儀をたがへぬ心也。

とあり、書入注の「我故ナクナル人ナレバ」にあたる内容が、文明十二年本では肖聞抄の注釈として取り入れられている。また、第三十九段「いとあはれなくぞきこゆる……」は、片桐氏蔵本では、

いとあはれなくぞきこゆるともしけち消物とも我はしらずな
いとあはれなくぞ聞ゆるとは、彼みこのおもひに人のなげきて、泣ぞきこゆる、といへる。中将の、なく声をきけ、といふ返しなれば、かく云也。此下は、命の消るといへども、法界の五大の火消る物ともしらず、と云心也。人の一身は、地・水・火・風・空にむすばれて、人身をうつる物也。此姿をうけたる法界の五大なれば、死するも又空からずと云也。（トモシケチ　是モ命ノキエルニタトヘタリ。イトアハレムニテハナシ。故ナリ。）（是亦非真滅ノ心也。）

とあり、これも肖聞抄そのものの本文は他の文明九年本も同様であるが、文明十二年本では、

いとあわれなくぞきこゆる　彼みこの御事を、人の歎て、泣ぞ聞ゆる、といへり。中将の、なく声をきけ、と云返しなれば、先同心してかくよめり。下句はおぼめきて無分別やうによめり。さりながら、命はきゆるといへども、まことはきゆる物ともしらずと云心也。法界五大の火なれば也。人の身は地・水・火・風・空にむすばれて、人身をうけたる物也。法界の五大なれば、死するも又むなしからずと也。是即非真滅之儀也。

と、行間に記された「是亦非真滅ノ心也」が、文明十二年本ではほぼそのまま肖聞抄の注釈に取り入れられている。後注においても、行間注においても同様の例は他にもいくつか見出せるし、注釈本文そのものが一致しなく

ても、書入注として記されている注釈内容と類似する内容が文明十二年本で肖聞抄の注釈として記されている例もある。書入注のもとになった注釈がいつどのような形で肖聞抄と接触したのか、また肖聞抄の文明九年本と文明十二年本の関係を考える上でも、重要な意味を持っているだろう。

ところで、前項で一つ解決していない問題があった。前述の通り、片桐氏蔵本には他の文明九年本肖聞抄にはない注釈項目が数多く含まれていたが、それらの注釈と口伝抄の注釈を見比べてみるとその理由がはっきりしてくる。これらの注釈項目のうち、文明十二年本・延徳三年本には見られる第二段「ひとりのみもあらざりけらし」や第百段「むかし、男、後涼殿のはざまをわたりければ」などの一部の例外を除けば、そのほとんどは口伝抄に引用された宗長聞書に一致する注釈が記されている。つまり、第五段「みそか」や第九段「住べき国もとむ」などの注釈は、本来肖聞抄の注釈ではなく、おそらくは片桐氏蔵本の親本の段階では書入注として記されていたものが、書写の際に肖聞抄の本文として誤入されてしまったのではないかと考えられるのである。このことは、第二段の最初に、

一、むかし、男ありけり。奈良の京ははなれ　桓武天王延暦三年、奈良より今の京にうつらんとて、先長岡に都して、平安城の西京より次第に東京を首尾せし時分の事也。先首尾したる西京にありける女となり。

此京とは、東ノ京ノ事也。今ノ京事也。祇

とあるのと同様に考えられる。他の文明九年本の注釈は「西京にありける女となり」までであり、「此京とは、東ノ京ノ事也。今ノ京事也」が加えられるのは片桐氏蔵本のみであるが、この注釈が口伝抄では「聞書曰」として記されており、また肖聞抄の注釈としては他に例のない「祇」字が最後に記されていることからも、小字で書写すべき書入注が誤って大きく書かれてしまったものと考えることができる。この例の場合は「祇」字によってはっきりそれとわかるが、第三段「二条后のまだ御門にも」の項の「此后は清和天皇の女御也」のように、「祇」字がないものでも、他の文明九年本にはなく、口伝抄では「聞書曰」として記されているものが、片桐氏蔵本では肖聞抄の一部として記されている例もあり、この場合は肖聞抄本来の本文との区別が一見したところでは難しい。このように、書入注として小さくカタカナで記すべき箇所を、書写の際に大きく記したり、ひらがなで記してしまったために、肖聞抄本来の本文との区別がつかなくなってしまったものが含まれていることには注意が必要である。

以上のように、片桐氏蔵本の書入注は、口伝抄とともに、肖柏の手によって文明九年本から文明十二年本・延徳三年本へと整理・増補されていく肖聞抄の推移を考えていく上で、またいわゆる「宗祇注」全体を考える上でも、重要な資料となるものであろう。

注

（1）大津有一『伊勢物語古註釈の研究』（昭和二十九年、石川国文学会刊）に代表される。

（2）宮内庁書陵部蔵『伊勢物語聞書』、『伊聞抄』の両者で欠いていることを基準とした。一方のみで欠いているものも挙げればさらに増える。

なお、解題中の文明九年本の引用は『伊聞抄』により、翻刻も同本によって校合した。文明十二年本・宗歓聞書は、ともに京都大学文学部蔵本（片桐洋一『伊勢物語の研究（資料篇）』（昭和四十四年、明治書院刊）に翻刻）により、延徳三年本は続群書類従本によった。

（3）片桐洋一編『伊勢物語古注釈コレクション〔第二巻〕』（平成十二年、和泉書院刊）
（4）注（3）に同じ。
（5）ここでの引用のうち、肖聞抄の注釈にあたる部分は、第二項に引用した諸本と比較すると延徳三年本に近く、この本の全体を通してだいたい同様であるが、第七十五段の「世にあふことかたき」の項には、「……末孫ハ、今ノ高階氏ニ至マデ、大神宮ニ詣ズルマデ、六百一年也。宗碩講釈天文元マデハ六百五十弐年也。今年天正弐年マデ六百九十四年ナリ」とある。他の肖聞抄諸本とは異なった本文になっているが、文明十二年本の特徴である「末孫ハ、……六百一年」が記されている。
（6）伊地知鐵男『宗祇』（昭和十八年、青梧堂刊）
（7）大塚勲「連歌師宗長伝の問題点」（『季刊ぐんしょ』六八、平成十七年四月）

（鈴木隆司）

3 『伊勢物語肖聞抄　延徳三年本』（聖護院蔵）

一　注釈史

『伊勢物語』の注釈史については、大津有一氏『増訂版伊勢物語古註釈の研究』（八木書店、昭和六十一年）、田中宗作氏『伊勢物語研究史の研究』（桜楓社、昭和四十年）、片桐洋一氏『伊勢物語の研究』二冊（明治書院、昭和四十三～四十四年）などに詳しい。

『伊勢物語肖聞抄』については、片桐洋一氏編『伊勢物語古注釈書コレクション』第二巻所収「伊勢物語聞書文明九年肖聞抄宗祇注書入」の解題（同氏、以下片桐解題Aと称す）に詳しい。

聖護院蔵伊勢物語註釈書群一四点については、日下幸男『近世初期聖護院門跡の文事――付旧蔵書目録――』（平成四年、私家版）、同「聖護院蔵伊勢物語註釈書群について――付『伊勢物語秘抄』翻刻――」（『王朝文学研究誌』五号、平成六年）、同「聖護院本『伊聞私』（解題・翻刻）」（片桐洋一氏『王朝文学の本質と変容散文篇』（和泉書院、平成十三年）等を参照されたい。

便宜のため拙稿「聖護院蔵伊勢物語註釈書群について――付『伊勢物語秘抄』翻刻――」により、聖護院蔵伊勢物語註釈書群の概要について、左に紹介したい。

（一）外題「伊勢物語」一冊（墨付八九丁）。『後陽成院御抄』奥書あり。夥しい後人書き込みあり。

（二）外題「伊勢物語抄下」一冊（墨付一〇五丁）。『愚見抄』再稿本系統で、東山本『称談集解』下と同奥書あり。

（三）外題「伊勢物語抄」上下二冊（墨付上九二、下九五丁）。幽斎の付与奥書（三男幸隆宛）あり。

（四）外題「伊勢物語抄」一冊（墨付六八丁）。前半は宗祇聞書、後半は杉原孝盛聞書。後半は陽明文庫本『伊語聴説』と同内容か。

（五）外題「伊勢物語抄［逍遥院講談］」一冊（墨付四九丁）。雑纂本でA逍遥院講釈聞書、B宗碩聞書、C伊勢物語注、D源氏物語注、E毛詩注、F古今集注の六つの部分からなる。

（六）外題「伊勢物語抄　当流」一冊（墨付八五丁）。本文奥書とも『伊勢物語直解』と同じか。大永二年三条西実隆原奥書（一条准三宮宛）、一条尊俊書写奥書あり。

（七）外題「伊勢物語抄　惟清抄」一冊（墨付七三丁）。江戸初期に宣賢自筆本を模写した本。

（八）外題「伊勢物語／肖聞抄」一冊（墨付一二七丁）。延徳三年本。

（九）外題「伊聞私　奥ニ未来記聞書少々」一冊（墨付三八丁）。慶長五年道勝（興意親王）奥書あり。

（一〇）外題「伊勢物語聞書之私上」仮一冊（墨付三丁）。寛文四年道寛親王自筆。

（一一）外題なし。仮一冊（墨付三九丁）。紙縒りが切れて巻頭巻末を失う。道晃親王自筆。

（一二）外題なし。見返し内側「いせの抄」一冊（墨付六三丁）。注は五三段まで。巻末に連歌百韻あり。

（一三）外題「伊勢物語秘抄」一冊（墨付二六丁）。冷泉家流の古注か。

（一四）〔伊勢物語聞書断簡〕。仮横三丁。

『伊勢物語肖聞抄』の講者は飯尾宗祇、聞書者は牡丹花肖柏である。片桐解題Aによれば、片桐本奥書には、「右一冊者、予講釈之時、肖柏禅翁聞書也。加一見、少々過不及之所を直侍る者也。大概無子細者歟。まことは此物語の心を注し侍らん事は、えあるましき事になむ。無其故は、心はあまりて詞はたらさるのことはり也。任本令書写。宗祇」とあり、桃園文庫蔵文明九年本『伊勢物語肖聞抄』奥書には、「此一冊者、先年予講尺之時、肖柏禅翁之聞書也。今一見之所、大方無相違物也。宗祇（花押）」とある。外題の「肖聞」とは肖柏聞書の意であろう。注本文には古注、俊成卿、定家卿、一条禅閤御説、堯孝法印、師説、三西、今案などの文言が見える。片桐氏によれば、右の「古注」というのは「冷泉家流伊勢物語注」の類とされる（『伊勢物語古注釈大成』第一巻解題、以下片桐解題Bと称す）。一条禅閤御説は『愚見抄』、師説は宗祇講釈、三西は公条聞書をさすものと思われる。該本が最も多く引くのが「一条禅閤御説」である。古注に対しては「不用之」などと批判的であるが、兼良説には「一禅御説、同当流也」と同意することも多い。

近世初頭においては、兼良の『愚見抄』を以て新注の始めと見なしており（切臨『伊勢物語集註』序）、例えば細川幽斎は「惟清抄……愚見、肖聞等の諸抄をあはせ」て『闕疑抄』を編んでおり、後陽成院は惟清抄、称名院聞書、愚見抄、肖聞抄、道澄講釈などをもとに講釈している（聖護院本（一）『伊勢物語』奥書）。

なお聞書者肖柏の伝については、『肖柏居士伝』一冊（大阪市立大学図書館森文庫）が詳しい。内容は〔中院家略系図〕、扶桑隠逸伝、本朝通記、夢庵記、三愛記、春夢草、夢庵旧跡、寄宿、墳墓の九項目から成る。本書は享和元年源祐敬編、大正十五年肖柏四百年忌に小竹園（森繁夫）書写。

二　諸本

『伊勢物語肖聞抄』の諸本について、大津氏の前掲書によれば大きく三系統に分かれる。いわゆる文明九年本、文明十二年本、延徳三年本の三種である。呼称の由来はそれぞれ七十五段註末に「今年文明九丁酉にいたりて五百九十八年也」「今年文明十二庚子にいたりて六百一年也」「今年延徳三年辛亥にいたりて六百十二年也」とあるによる。大津氏の前掲書には（一）文明九年本が一三本、（二）文明十二年本が一六本紹介されるのに対して、（三）延徳三年本は続群書類従本ただ一本である。延徳三年本の伝本の希少さが知られる。なおこれ以外の諸本としては、『国書総目録』によれば、慶大、東北大狩野、陽明、竜門本などが知られる。また国文学研究資料館のデータベース「マイクロ資料・和古書目録」によれば、国文研初雁、中京大、筑波大、東大国文、名大皇学館、中田光子、林田良平、松井明之本などの写本の存在が知られ、『伊勢物語古注釈書コレクション』により片桐洋一本、拙稿により聖護院本が付加される（諸本名は敬称略）。

左に大津氏の前掲書などにより、（一）文明九年本、（二）文明十二年本、（三）延徳三年本に分けて諸本一覧を示す。ただし大津氏の前掲書によるものは墨付丁数、半葉行数、元奥書、印記などの簡略な紹介にとどめる。詳しくはついて見られたい。

（一）文明九年本

○桃園文庫甲本（墨付七二丁、半葉一三行書）宗祇元奥書。「鷹司城南舘図書印」。

○桃園文庫乙本（墨付一三九丁、半葉八行書）「北葵文庫」。

○桃園文庫丙本（墨付八六丁、半葉一一行書）宗祇元奥書。天文二十年祐弁書写奥書。

○書陵部甲本（墨付八八丁、半葉一一行書）。

○書陵部乙本（墨付五八丁、半葉一六行書）文明十七年、文亀元年元奥書。

○神宮文庫甲本（墨付五六丁、半葉一六行書）。

○神宮文庫板本（九行、古活字本）慶長十四年中院通勝識語、素然自署花押、「林崎文庫」。

○筑波大学本（九行、古活字本）慶長十四年中院通勝識語。「三宅蔵書」。

○彰考館本（墨付九三丁、半葉一〇行書）。

○学習院甲本（半葉一三行書）三条西家旧蔵。伝実隆筆。

○学習院乙本（半葉一三行書）紙背文書。三条西家旧蔵。

○天理甲本（半葉一四行書）「加持井御文庫」。

○天理乙本（半葉一〇行書）。六三段まで。桃園文庫旧蔵。

○島原松平甲本（半葉一二行書）。

○加州大バークレー校三井本（墨付九一丁、半葉一〇行書）。

○片桐洋一蔵本（墨付一四三丁、半葉八行書）。

元奥書「右一冊者、予講釈之時、肖柏禅翁聞書也。加一見、少々過不及之所を直侍る者也。大概無子細者歟。まことは此物語の心を注し侍らん事は、えあるましき事になむ。其故は、心はあまりて詞はたらさることはり也。任本令書写、宗祇」。書写奥書「天文四年乙未十月十五日、紙数百四十三帖、和州広瀬郡のことはり也。任本令書写、宗祇」。書写奥書「天文四年乙未十月十五日、紙数百四十三帖、和州広瀬郡

藤森観音寺、右筆盛尊」。

（二）文明十二年本

○書陵部丙本　（墨付八八丁、半葉一〇行書）奥書部分伝肖柏筆。

○桃園文庫丙本（墨付上五五、下四七丁、半葉一二行書）「池田氏蔵書」「桜井家文庫」。

○桃園文庫丁本（墨付九六丁、半葉九行書）宗祇元奥書。藤原正能への肖柏付与奥書。

○桃園文庫戊本（墨付九〇丁、半葉一〇行書）。

○桃園文庫己本（墨付上四一、下五二丁、半葉一〇行書）。

○柳原家旧蔵本（墨付上五一、下五六丁、半葉一〇行書）伝肖柏自筆本転写奥書。

○九大図書館本（半葉一三行書）。

○蓬左文庫本　（墨付一二九丁、半葉九行書）伝中院通勝筆。

○神宮文庫乙本（墨付上六三、下五四丁、半葉九行書）「林崎文庫」。

○鹿大旧蔵甲本（墨付九〇丁、半葉一一行書）「桑名」「楽亭文庫」。松平定信旧蔵。

○鹿大旧蔵乙本（墨付一〇九丁、半葉一〇行書）「紅梅文庫」「春秋館蔵書記」。

○龍大図書館本（墨付一一四丁、半葉一〇行書）。

○金大国文研本（墨付一一九丁、半葉九行書）永正六年友弘への肖柏付与奥書。

○大津有一蔵本（墨付七九丁、半葉一三行書）「残花書屋」。真如蔵旧蔵。

○島原松平乙本（半葉一〇行書）。

○東山御文庫本（半葉一〇行書）。

○中田光子蔵本（墨付九〇丁、半葉一二行書）。

○林田良平蔵本（墨付上八三、下七八丁、半葉一一行書）。

元奥書「右一冊者、予講尺之時、肖柏禅翁聞書也。加一見、少々已不及之所を直侍者也。大概無子細者歟。誠は此物語の心を注し侍らん事は、えあるましき事になん。其故は、心はあまりて詞はたらさるのことはりにや。宗祇」「右一冊、当流明鏡也。于時藤原正能依懇望、写之。可秘々。初秋初下羽、在判。桑門肖柏、在判」「一本奥書、此抄者、往年聴自然斎祇公説、粗記之。而後連々談彼公、令添削之畢。依友弘懇望、所書写也。永正六年孟冬日、夢庵在判」。

○中京大学本　（墨付一一九丁、半葉一〇行書）。

元奥書「右此一冊者、予講尺之時、肖柏禅翁聞書也。加一見、少々過不及之所を直侍る者也。大概無子細者歟。誠は此物語の心を註し侍らん事は、えあるましき事になむ。其故は、心はあまりて詞はたらさるの理也」。

○陽明文庫本　（墨付六五丁、半葉一五行書）。

元奥書「写本云、右一冊、当流明鏡也。于時藤原正能依懇望、与之。可秘々。初秋初下羽、在判。桑門肖柏判」。

○東大国文研本（墨付一三二丁、半葉一〇行書）。「岡田氏蔵書」。

元奥書「（一四行略）永禄十一戊辰歳霜月中旬書写之畢。玄周在判」「此鈔、粗肖聞と見ゆ。蓋当流ニ相背

之処、是をかり是をしるし、巴聞を初として諸抄書加ル者也。承応三年正月廿五日筆絶畢。古沢了範在判」「寛文十三歳五月二日書写之畢。山岡圭宿徐嘯（花押）」「於東武勤仕暇日染筆畢（六行略）墨付丁数百三十一枚」。

○初雁文庫本　（墨付五九丁、半葉一二行書）「西下蔵書」。江戸末期写。

（三）延徳三年本

○続群書類従本

○聖護院本　（墨付一二六丁、半葉一〇行書）。江戸初期写。

（一）文明九年本、（二）文明十二年本、（三）延徳三年本の相違については、片桐解題Aに詳しい。諸本の原奥書などによれば、文明九年に肖柏が聞書したものに宗祇が加筆したものが原初的形態であろう。片桐解題Aによれば、「文明九年本よりも文明十二年本が詳細懇切になり、延徳三年本は、さらに前二本を整理して均整のとれた形にまとめたと見てよいと思うのだが、それはあくまで肖柏の整理の所為」であるとされる。

三　底本書誌

底本には聖護院蔵『伊勢物語肖聞抄』一冊を用いる。書誌を記す。外題中央打付書朱筆にて「伊勢物語／肖聞抄」とある。濃紺紙表紙。縦二五・五×横二〇・一㎝。墨付一二六丁（本文一二四、書き込み二丁）。遊紙首尾各一丁。本文料紙楮紙。扉紙中央に扉題「肖聞抄」。次に遊紙。次に後人書き込み。次に本文、半葉一〇行書。巻末後人書き込み一丁。次に遊紙。奥書識語の類は見られない。書風から本文は慶長頃の写と思われる。延徳本の写本としては、管見の限り唯一の現存写本かと思われる。

続群書類従本（以下、続群本と称す）と底文を比較すると、両方に誤脱が見られるが、どちらかと言えば底本の方が誤脱が多いと思われる。例えば、第一段の春日野の若紫の歌註部分で、底本が「忍ふのみたれ限しらぬよしを、よそへいふ也」であるに対して、続群本では「しのぶのみだれかぎりしられずとは。忍ずりはみだるゝ物なれば。思ひのかぎりしらぬよしをよそへて云也」とある。逆に底本にあって続群本にない部分もある。例えば、二三段の註末、底本では「君こんといひし夜ことに過ぬれはたのまぬものゝ恋つゝそふる」とあるのに対して、続群本では「やまと人こむと　業平の事也」とある。底本の歌「君こんと」は文明十二年本にも見られない。同様に底本にあって続群本、文明十二年本にない歌は、他に四七段の「大ぬさと名にこそたてれ……」、六三段の「さむしろに衣かたしき……」、六五段の「思ふには忍ふることそ……」、六九段の「かち人のわたれとぬれぬ……」である。続群本は「慶長の板本をもつて校合を加えたもので、慶長板の奥書が末尾に補ってある」（井上豊氏「伊勢物語肖聞抄」『群書解題』）本である。

四　書き入れ

底本への後人書き込みを便宜により、まとめて以下に示す。翻字の方針は本文に準じる。但し訓点や音訓傍記はこれを省く。

（本文の前の丁に）

『日本紀』云、伊種ヲオサムトヨメリ。勢ヲマソトヨメリ。『太平記』云、伊ハ已国ノ使勿愛必在十矣、勢ハ国護

ノ媒公勿捨定百徳、凡伊勢者陰陽二法、天地之象儀也。又ノ儀、伊ハヲサムトヨミ勢ハイキヲイトヨム。又陰陽記ニハ、伊ハ孕万象、勢ハ蒔万種。然レハ万物ノキサシアラハルゝ所、勢ノイキヲイノ種ヲ蒔儀也。此種ヲ伊ニ納ル所ヲハラムト云也。則胎金両部ニ至也。是理智ノ二トナラフ也。胎蔵界ハ理也。理ト云心ハ人ノミナラス、本覚ヨリ出テ、諸法万物トナル所也。金剛界ハ智ト云心也。勢ノ字タネヲ蒔儀也。サテ諸法万物ヨリ又本覚へ至ル所也。是ヲ胎蔵界ニハラマスル所ヲ、伊ハ孕万象、勢ハ万種ヲ蒔ト云也。サレハ伊勢二字、陰陽二ツ、則伊勢ハ胎蔵両部也。内宮ハ胎蔵界、外宮ハ金剛界也。然伊勢物語トハ以此儀名付シテ、陰陽則恋ノ道。サレハ此物語好色ノ道ヲ皆カケリ。然レハ又人間世界ハ陰陽ノ外別ニナシ。此物語ノ内ニモ恋セシノ歌モ神ノ請タマハヌトアルモ、陰陽ヲ神ハソタテ給フ也。俊成モ「恋セスハ人ハ心ノナカラマシ物ノアワレモ是ヨリソシル」トヨメルモ、下ノ心ハ、イサナキイサナミヨリ陰陽初テ、神道仏法世法共ニ陰陽ノ外ナキ心也。然レハ伊勢物語ト心也。心得ヘシ。

（本文一丁表右端）

伊勢ノ二字ノ事、伊ハヲサムルトヨム、勢ハイキヲイトヨム也。アツムルトヨム也。世間ハ陰陽ノ二ツニテ初タル物也。サレハ伊ハ陰也、勢ハ陽也。伊勢物語ヲヲトコヲンナノ物語ト云、一説也。此儀也を伊勢内宮外宮、陰陽也。又伊勢ノ二字、神道ニヲトコヲンナトヨム也。伊勢物語ト云事、万物是ニヲサマル事、先陰陽則世間ニナキ物也。又ノ字、口内ノ字也。勢は舌内也。物ト云字ハ唇内也。真羅万像、是ヨリ外ニナキ物也。

（本文一丁表中央「無所見故也」の下部）

祇、古註当流ノ人ノシワサトモミエス。昔ハ人ノ心正知ナレハ、不審ナルコトアルヘカラス。然ヲ末代ノ人ノ心不及ニ依、註シヲク。最初ニ註シタレハ古註ト云也。入ホカナルコト、又相違ノ事タタ也。仍定家卿被破、奥書ニアマタミユ。

（本文一丁表左端「定家卿」の左傍）

物語ノオクニアルヘキ事ヲハ端ニ書。京ノ事ヲ居中、田舎ヲ京ニ、色々サタマラヌヲ伊勢ヤヒウカノ物語トイヘル也。『知顕』ノ一説也。

（本文二丁表「一むかし作物語」の上部）

昔ト云ニ、業平歌体コモルトハ、昔ト云字三字ナレトモ、色々ノ余情千万ノ心コモリ、サレハ業平ノ歌モ如此心アマリテ詞タラスト云。是ニ通タリ。『源氏』ニ「イツレノ御時」ト云ルモ、同シコトニヤ。是ハ秘事ノ口伝ト云ヘキ也。アラハニイフヘカラス。

（本文二丁裏「業平元服」の上部）

左近将監ヨリ官位初マレハ、此時ヲウイカウフリト云也。年月ハ不分明間、年月日トアリ。一条御説、嘉祥二年従五位下ヲウイカウフリトアリ。如何。廿五歳トアレハ、出身ノ心ニアハサル也。祇、其後承和十四年正月蔵人輔ニフス。最初也。叙爵トハ五位成事也。是ヲ一禅ウイカウフリト云ヘルモ共是モ心アタラヌ也。只イツニテモ元服ノ事也。

（本文三丁裏「なまめいたる」の右傍）

最媚　モツトモコヒタリトヨメリ。媚　モゝノカヒナト云、ホメタルコト也。

（本文四丁表「いとはしたなくて」の右傍）

『源氏』ニモ、アレタウテンムクラノ宿ニナト云如ク、カヽル所ニテ見付タランハ一入思ノマサルヘキナリ。

（本文四丁表左端上部）

「サモコソハヨハノアラシノアラカラメカヲハシタナノマキノイタ戸ヤ」。

（本文五丁表「みちのくの」の歌の上部）

陸奥忍モチスリ、奥州シノフノ郡ニ、山人ノ山藍ノアルニ、衣ヲスリ付テ着ケルヲ、共時ノ国司イト面白思テ、其コトクスリテ復御調物ニソナフ。ソレヨリ伊予スタレ、武蔵鐙ノコトク也。

（本文六丁表「早卒」の右傍）

逸早。

（本文六丁表「みやひ」と「なさけをかはす心也」の間）

ホメタル心也。

（本文七丁裏「けさうしける女」の右傍）

思カクル事也。

（本文八丁裏「密通事也」の右傍）

シノヒカヨイ。

（本文二七丁裏右端上部「けふこすは」の歌の上部）

如煙尽灯滅ノ心也。

（本文五七丁裏「大ぬさと」の歌末「ありといふ物を」の右傍）

てふ物を。

（本文九八表「はるゝ夜の」歌の四句「わかすむ里の」の右傍）

かたに。

（本文一二四丁の次の丁右端）

業平朝臣、三品弾正尹阿保親王五男、母伊登内親王、桓武第八皇女也。年月日任左近将監。承和十四年正月神蔵人、嘉祥二年正月七日従五位上、本ノ如、貞観四年正月七日従五位上、五年二月十日左兵衛権佐、六年三月八日右近少将、七年三月九日従四位下、元暦元年。

（日下幸男）

4 『伊勢物語山口記』（鉄心斎文庫蔵）

一 性格と内容

宗祇は『伊勢物語』注釈の歴史に一時期を画した存在であり、彼が提唱した『伊勢物語』の新しい読み方は多くの人々に受け継がれ、以後の時代に大きな影響を与え続けた。しかしながら、その『伊勢物語』理解の内容について、宗祇自身が書き記したものはほとんどなく、その注説の内容は、本巻に収録されている『伊勢物語肖聞抄』など、宗祇の講釈を聴聞した人物が講義内容を書き記した聞書によって、もっぱら後世に伝えられている。このように、聴講者のいわば講義ノートである聞書が、多くは師匠の認可のもとに、師説を伝える文書として尊重されるのは、宗祇だけにかぎらず、師匠から門弟への直接の伝授を重んじる中世の諸道すべてに共通してみられる特徴だが、そのような中にあって、ここに翻刻する『伊勢物語山口記』は、宗祇自身の手によって書かれた唯一の注釈書であり、宗祇の声を、門弟を通さずに直接今に伝える書物として、きわめて貴重な存在である。

『伊勢物語山口記』は、著者自身の奥書（二八八頁）によれば、宗祇が延徳年間（一四八九～一四九一）のはじめ、周防国山口に滞在中、『伊勢物語』の講釈の後に、ある「初心之輩」の求めに応じて書き与えた注釈書である。大津有一氏の『伊勢物語古注釈の研究』（宇都宮書店・昭和二十九年、増訂版・八木書店・昭和六十一年）にすでに指摘されているように、九州方面から帰京中であった宗祇のこの山口滞在が大内政弘の招きによったものであることは、「実隆公記」長享三年（延徳元年）九月十八日の「物語等依二政弘朝臣所望一談了由等同語レ之」という記述によって明らかである。宗祇から本書を授けられた人物の名は奥書にも記されていないが、この「初心之輩」は、おそらくは初心者であるため、自分自身の手で宗祇の講釈の内容を筆録して「聞書」を作ることが十分にできず、そのために、宗祇の方で本書のような注釈書を作成して授与することになったのではないかと推測される。だとすれば、本書が宗祇自身によって書かれているということと、授けた相手が「初心之輩」であったということとは、実は表裏一体の関係にあったことになる。相手が初心者でなければ、宗祇はそもそも、このような注釈を作成する必要を感じなかったはずだからである。

本書の冒頭には、総論部にあたる序文のような文章に続いて、「同物語歌注」という内題が記されている。事実、本書には『伊勢物語』の各章段の全文は掲げられておらず、ただ物語中の和歌だけが掲出され、それについて注記が記されるという形がとられている。そのような本書の形態から考えて、本書成立の契機となった宗祇による『伊勢物語』講釈もまた、物語中の和歌だけを対象にしておこなわれたと考えられる。宗祇は、この初心者むけの講釈において、自説のすべてを語ることを意図的に避け、いわば初心者むけの内容に限って講釈をおこなったものと考えられるのである。宗祇の伊勢物語理解の全体像をより深く知るためには、宗祇の高弟であった連歌師、牡丹花肖柏が筆録した『伊勢物語肖聞抄』や、同じく宗長が筆録した『伊勢物語宗長聞書』などを見ることが、ぜひとも必要であることは言うまでもない。

しかしながら、逆に考えれば、『伊勢物語肖聞抄』や『伊勢物語宗長聞書』の内容をこの『伊勢物語山口記』と比較することによって、我々は、宗祇が初心者に対して示そうとしなかったものがいったい何なのか、また逆

に、対象が初心者だからこそことさらに述べているのはどのようなことなのかということを、如実にうかがい知ることができるはずである。たとえば、これもすでに大津氏の『伊勢物語古注釈の研究』に指摘されているように、『伊勢物語肖聞抄』や『伊勢物語宗長聞書』には、二条流には属さないが宗祇がその教えを受けた一条兼良の説がおびただしく引用・紹介されているのに対し、この『伊勢物語山口記』には、それが一度も引用されていない。一条兼良の所説の内容は、本巻に収録されている『伊勢物語愚見抄』によって知ることができるが、そこに示されている『伊勢物語』理解は、宗祇の理解とはかなり大きく異なっている。しかしながら、「古注」を潜在的に継承しながら表面的には否定して、新しい『伊勢物語』の読み方を提唱しつつあった宗祇にとって、その「古注」を全面否定したうえで展開される一条兼良の所説は、自説を打ち立てるための貴重なよりどころとなっていたと考えられる。『伊勢物語山口記』に一条兼良の所説が一度も引かれていないという事実は、宗祇の『伊勢物語』理解の中で兼良の所説がどのように位置づけられていたかということを考えるうえで、貴重な手掛かりを与えてくれるはずである。また、宗祇の伊勢物語理解のもっとも重要な方法であったと考えられる、物語の表現の背後に作者の深意、すなわち「下の心」を読み取るという読解が、本書には「下の心」の語とともにほとんど見られず、その結果、宗祇注独特の教誡性がほとんど見られなくなっている。このことは、「下の心」を読み取るという方法が、宗祇の『伊勢物語』理解の中で占めていた位置を考える上で、きわめて示唆的である。

これらとは逆に、たとえば十三段「とへばいふ」歌注の末尾（二五三頁）に、「如此歌おぼえても詮なくや」と記されている注記などは、『伊勢物語肖聞抄』や『伊勢物語宗長聞書』には見えない。ここで述べられているのは、地方の初心者などが、古典の用語を何でも聞きかじって得意げに連歌に使いたがる習性であろうと思われるが、「如此歌おぼえても詮なくや」という一種無遠慮な宗祇の記述は、山口でおこなわれた講釈のありのままの雰囲気を如実に今に伝えている。そしてさらに、この種の注記は、山口での『伊勢物語』の講釈がそもそもどのような雰囲気で、何を目的におこなわれ、受講した人々がそこに何を求めていたかについても、当時の事情をよく伝えているように思われる。人々が望んでいたのは、まずは何よりも連歌や和歌の上達であり、そのためのひとつの手段として、『伊勢物語』は学ばれていたと考えられるのである。本書が『伊勢物語』の各段の全文を掲げず、物語中の和歌だけを掲出して注釈を記している理由のひとつは、おそらくはそこにあったと考えられる。

同様の事情はまた、六段注の後半（二五〇頁）に記された、次のような記述からもうかがうことができる。

此歌、しら玉かといへる五文字よろしからず。されども、何ぞとうけたるにより、子細なく侍也。物の名をもて、かとうたがひいはゞあしかるべし。たとへば、遠山かなどの類也。此注は、児女子の為に書をく物なれば、かやうの事まで申侍なるべし。

ここでは、「白玉か」の歌の初句の「か」文字について、その用法の可否が説明されている。この場合は下に「何ぞ」という疑問詞があるからよいが、下に疑問詞も付けずに「遠山か」などと、名詞に疑問の助詞「か」を下接させて疑問表現とするのはよくないと、宗祇は言う。これもまた、『伊勢物語』の理解のためというよりは和歌や連歌の実作のため、それも、人々が『伊勢物語』の和歌を不用意に模倣して不適切な表現を用いることを防ぐために記された注記なのである。

本書のこの注記の最後には、傍線を施したように、「此注は、児女子の為に書をく物なれば、かやうの事まで申侍なるべし」という記述が加えられているが、実は、この注記とほぼ同内容の注記が、『伊勢物語肖聞抄』に

も、次のように記されている。

五文字に如此よめるは侍らず。此歌にとりては、何ぞとうつしていへばなり。（文明九年本による。本巻九七頁参照。）

同じような注記だが、『山口記』の注記の末尾に付加された記述によって、両者の趣旨は大きく異なったものとなっている。『伊勢物語肖聞抄』の注記が、あくまでも『伊勢物語』の歌の弁護を目的として記されているのに対し、本書の記述は、先に述べたように、和歌や連歌の実作のための注意に主眼が置かれている。そこに、両者の注釈書としての性格の相違が、はっきりとあらわれているように思われるのである。

『伊勢物語山口記』の、以上のような性格や形態を考えれば、その内容は、ひたすら『伊勢物語』中の和歌だけを注釈する、文字どおりの「歌注」かとも想像される。事実、たとえば、初段の注は、まず「春日野の」の歌を掲げた後、次のように始められている（二四七頁）。

此段の詞に、かり衣のすそをきりてやるとは、はじめて見そめたる女に心ざしのふかき色見えねば也。五文字に「かすがの」とをくは、所春日なれば也。（下略）

「うひかうぶり」や「はしたなくて」など、一般の注釈書ならかならず注を加える語句に対する言及は、ここにはまったく見られない。ここでは、「春日野の」の歌に直接関わる「かり衣のすそをきりて」歌を贈ったことに対する説明が最初に記され、その後はひたすら和歌の説明だけが展開されているのである。

しかし、すべての段の注記がこのように「歌注」だけに終始しているわけでは、かならずしもない。たとえば十六段の注記（二五四頁）は、まず「手をおりて」の歌が掲げられた後、次のように始められている。

此段、有常は淳和、仁明、文徳三代は時にあひ侍しかども、清和の御代におとろへはてゝ、たづきなき比、年比の妻、堪忍の心なくて、尼に成ていなむとする時、心ざしすべきたよりさへなければ、業平の方へ此よしをいひやり侍し歌也。四十年の契の心也。（下略）

「此段…」という形で始まった文が、「…歌也」という形で終わっているが、この種の記述は、後述のように本書には多い。ここで述べられているのは、「手をおりて」の歌の詠作事情の説明である。歌だけが掲出されていても、それが『伊勢物語』中の歌であるかぎり、各章段の物語内容を抜きにしてはその歌意を説明することはできない。かくして必然的に、各段の内容全体が、端的に説明されることになるのである。次に掲げる四十段（二六四頁）を始め、本書には、他にもこの種の記述が数多く見られる。

此段は、ある人のむすめをもちたるを、業平、通所にて思かけたる折、我むすめの心にも業平に心をやかはさんと思て、外へをいやりし時の歌なり。（下略）

また、まれにはこの形が逆転して、次の十四段（二五三頁）の場合のように、「此歌は…段也」という形で歌の来歴が説明されていることもある。この場合、この「…段也」という文末は、歌の来歴と同時に、この段全体の成立の事情をも語っているのである。

此歌は『万葉』に、「中〳〵に人とならずは桑子にもならまし物を玉のをばかり」といふを、少かへて作たる段也。（下略）

このように『伊勢物語山口記』は、内題に「歌注」と称していながら、実は単なる歌注を越えた内容を有している。これを読むことによって人々は、『伊勢物語』中の和歌だけでなく、『伊勢物語』の各章段の内容のかなり

の部分についての宗祇の解説を聞くことができる。本書は、「歌注」の形を借りながら、『伊勢物語』全体についての初心者向け注釈にもなるよう、巧妙に作り出されていると考えられるのである。

二　諸本の成立

『伊勢物語山口記』の現存する伝本は少なく、現在までに確認されたものは、以下の五本にすぎない。

(A)鉄心斎文庫蔵天文十八年奥書本

本書の翻刻の底本。縦二三糎、横一五・九糎の袋綴一冊。現在の表紙、外題、見返し、中扉、裏表紙はすべて後補。楮紙。墨付七一丁。遊紙はない。七〇丁ウラ（二八八頁）に次のような奥書がある。「此一冊者、延徳之初之比、防州山口にして此物語之講尺之後、初心の輩所望之間書之。然者形のやうなる事共なるべし。於余情者筆舌難及、只任其心耳　宗祇」。さらに七一丁オモテ（二八八頁）に「天文十八年二月廿八日是書」とあり、さらにその右下に、「神足寺蔵書印」という印が押されている（本書翻刻では省略）。『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊　三』（八木書店・平成元年）に影印。

(B)鉄心斎文庫蔵清水泰氏旧蔵本

袋綴一冊。外題「伊勢物語歌注　全」。内題なし。識語「伊勢物語には注釈書多し。然れども和歌のみをとり出でゝ釈せるものは珍し。此の書何人のいつ書きたる(ママ)ものか不明なるはうらみありといへども徳川時代初期の書たるは明かなり。又以て珍蔵するに足る。昭和四年八月　清水泰」「本書もと表紙なく虫害甚しかりしもの。新に製本せしめ修補を加へしもの也。清水泰再記」

(C)宮内庁書陵部蔵阿波国文庫旧蔵本（一五五―三三）

横本、袋綴一冊。『神風小名寄』『連歌髄脳』と合冊。外題は上記二書名と並んで中央に「伊勢物語髄脳」。内題なし。奥書「此一冊為付当地老若等契講尺之後、或人所望注置者也。定而群(ママ)案可多也。宗祇作」。

(D)東北大学附属図書館狩野文庫本（四―二八四七）

袋綴一冊。外題「伊勢物語抄」。内題なし。奥書なし。冒頭遊紙に「正徳元年」（一七一一）の書き付けあり。総論部を欠く。

(E)寛文八年版本

原装三冊。中野半兵衛刊。外題「伊勢物語山口記」。端作題「山口記」。奥書「此一冊者、延徳之初、防州山口にして此物語之講釈之後、初心の輩所望之間書レ之、然者形見之やうなる事共なるべし、於二余情一者筆舌難レ及、唯任其耳、但又云、雖二損字落字一可レ有レ之候、本まかせに書レ之候　宗祇　在判」。天明八年再版本がある。『続群書類従』所収本の底本。

この五本のうち、(E)寛文八年版本は、他の四本と異なる独自の欠脱部や異文が多く、四写本とは系統の異なった伝本をもとにして刊行されたことがうかがわれる。他の四本のうち、(C)宮内庁書陵部蔵阿波国文庫旧蔵本（一五五―三三）と(D)東北大学附属図書館狩野文庫本（四―二八四七）は比較的近い関係にあることが、共通欠脱部の存在などによってうかがわれるが、それでもなお、四本の写本には、それぞれ独自の欠脱部や異文が見られる。その詳細については、『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊　三』（八木書店・平成元年）の「伊勢物語山口記」の解題

を参照されたい。

ここで注目したいのは、(A)鉄心斎文庫蔵天文十八年奥書本、(C)宮内庁書陵部蔵阿波国文庫旧蔵本、(E)寛文八年版本の三本に、宗祇自身の、それぞれ異なった奥書が記されているという事実である。これは、本書が宗祇によって、何度かにわたって、それぞれ異なった人物に対して授与されたことを意味しているはずである。このうち、寛文八年版本と鉄心斎文庫蔵天文十八年奥書本の奥書は共通部分が多いが、寛文八年版本の奥書の末尾には、鉄心斎文庫蔵天文十八年奥書本の奥書には見えない、次のような文言が付け加えられている。

但又云、雖二損字落字一可レ有レ之候、本まかせに書レ之候。

この後に「宗祇　在判」と記されていることを考えれば、寛文八年版本の底本の祖本は、鉄心斎文庫蔵天文十八年奥書本のような本を、宗祇自身が、再度書写して誰かに授与した本であったということになる。この両本の奥書には「防州山口にして此物語之講尺之後、初心の輩所望之間書之」という文言が共通して見えるが、最初に山口で成立して授与された際の奥書にこのような文言が記されるとは考えられない。鉄心斎文庫蔵天文十八年奥書本の祖本は、いったん成立した『伊勢物語山口記』が、宗祇によってあらたな人物に授けられた時の本であったと考えられる。

寛文八年版本の底本の祖本は、その本を宗祇がまた別の人物に再度授与した時の本であったと考えても、これに対して宮内庁書陵部蔵阿波国文庫旧蔵本の奥書は、山口で最初に本書が授与された際の奥書と考えても、特に問題がない。このように三種の伝本の奥書からは、本書が宗祇自身によって、何度もくりかえし人々に授与された事実がうかがわれる。

自説の奥義まで踏み込むことを避け、歌注の形を借りながら各章段の全体的な内容にまで説明が加えられている『伊勢物語山口記』という書物は、宗祇にとって、初心の人々に比較的気軽に授けることができる、きわめて便利な著作ではなかったかと考えられるのである。

今回の翻刻にあたっては、もっとも欠脱の少ない鉄心斎文庫蔵天文十八年奥書本を底本にしつつ、適宜他の四本を比較対照して欠脱や誤字を（　）内に補い、もっとも完備した本文となることをめざした。ただし、現存する五伝本は、前述のように互いに成立を異にしている可能性が大きく、伝本相互の異同は、その成立事情から生じる可能性も否定できない。その場合、今回のように諸本本文の校合結集による本文と（　）内に示すことは、必ずしも適切なこととは言い得ないであろう。しかしながら今回は、そのような問題も承知のうえで、ひとまずは仮に、もっとも完備した、わかりやすい本文の作成をめざしたことをおことわりしておきたい。

また、本解題の内容は、必要上、『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊　三』の解題と部分的に重複しているが、諸本の欠脱部など、いくつかの点については『鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊　三』の解題に譲り、ここでは省略した。同書の解題をぜひ参照されたい。

（山本登朗）

片桐洋一（かたぎり・よういち）　【編集委員】
1931年生まれ。京都大学大学院博士課程単位取得。大阪女子大学名誉教授。主要著書『伊勢物語の研究［研究篇］［資料篇］』（明治書院）『伊勢物語の新研究』（明治書院）『源氏物語以前』（笠間書院）

山本登朗（やまもと・とくろう）　【編集委員】
1949年生まれ。京都大学大学院博士課程単位取得。関西大学教授。主要著書『伊勢物語論　文体・主題・享受』（笠間書院）『日本漢詩人選集・菅原道真』（共著・研文出版）『平安文学研究ハンドブック』（共編・和泉書院）

鈴木隆司（すずき・たかし）
1970年生まれ。京都大学大学院博士後期課程修了。高知大学准教授。主要論文「在中将集の性質と成立（上）（下）」（『国語国文』67-2,3）「伊勢物語享受の一側面－新古今集・新勅撰集の伊勢物語歌－」（『国語国文』70-7）

日下幸男（くさか・ゆきお）
1949年生まれ。大阪府立大学大学院博士後期課程修了。龍谷大学教授。主要著書『細川幽斎聞書』（和泉書院）『近世古今伝授史の研究地下篇』（新典社）『歌論歌学集成』第14巻（共著・三弥井書店）『中世近世和歌文芸論集』（編著・思文閣出版）

大口裕子（おおぐち・ひろこ）
1976年生まれ。早稲田大学大学院博士課程単位取得。徳川美術館資料展示委員会学芸員。主要論文「伊勢物語絵百十九段と能〈松風〉－「形見こそ」の和歌を中心に－」（『美術史』160号）

伊勢物語古注釈大成（いせものがたりこちゅうしゃくたいせい）　第三巻

2008年（平成20）9月30日　初版第1刷発行©

片桐洋一・山本登朗　責任編集

装幀　右澤康之
発行者　池田つや子
発行所　有限会社**笠間書院**
〒101-0064　東京都千代田区猿楽町2-2-3
☎03-3295-1331(代)　FAX03-3294-0996
振替00110-1-56002

NDC分類 913.32

ISBN4-305-70043-8 C3395
藤原印刷・渡辺製本
乱丁・落丁本はお取りかえいたします。
（本文用紙：中性紙使用）
http://www.kasamashoin.co.jp